

平成28年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 天カ須賀連合自治会、ときわ五丁目自治会
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成29年1月20日 |
| 4 監査結果報告 | 平成29年3月31日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【天カ須賀連合自治会】
特になし

【ときわ五丁目自治会】
特になし

【市民文化部市民生活課】

(1) 補助金交付要綱の改正について 組織機構改革に伴い必要となる改正が行われていなかった。改正漏れのないよう、適切に要綱改正を行うこと。	【措置済】 平成29年 3月31日 指摘のあった箇所について、直ちに改正を行った。今後は改正漏れのないよう、適宜見直しを行う。
(2) 文書管理について 決裁文書において、施行日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 平成29年 3月31日 施行日の記載漏れがあった箇所について、補記を行った。今後は文書管理規程等に則った適切な事務処理を行うよう、所属内で周知を図った。

平成28年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 天カ須賀連合自治会、ときわ五丁目自治会
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成29年1月20日
- 4 監査結果報告 平成29年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【天カ須賀連合自治会】

<p>(1) 集会所の利活用について 今回補助金を活用して整備した集会所について、地域コミュニティのさらなる活性化のため、今後も自治会活動の拠点として、より有効に利活用するよう要望する。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月31日 自治会活動の場として活用するとともに、子どもの居場所づくりや各種地域活動の場として有効に活用している。今後も自治会活動の拠点として、より有効に利活用していく。</p>
---	--

【ときわ五丁目自治会】

<p>(1) 集会所の利活用について 今回補助金を活用して整備した集会所について、地域コミュニティのさらなる活性化のため、今後も自治会活動の拠点として、より有効に利活用するよう要望する。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月31日 自治会総会、役員会、組長会議、組内住民の会合、子供会育成会等の会議・打合せ会、ふれあいいきいきサロン、はつらつ健康塾等の会場として活用している。今後も自治会活動の拠点として、より有効に利活用していく。</p>
---	---

【市民生活課】

<p>(1) 自治会への助言について 自治会においては、事業の発注に際して2者見積もりを行い、経費の節減に努めている。さらに適切な管理を行うため、自治会が経費を精査や検討をするにあたっては、市としても適切な助言を行うなど十分に支援を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月31日 改修工事やスロープ設置工事等について必要がある場合には、事前に工事施工箇所を調査し、助言するなど、支援を行っている。集会所の適切な管理のため、自治会が経費を精査や検討をするにあたっては、引き続き情報提供や助言等支援を積極的に行っていく。</p>
<p>(2) 基準の設定について すべての自治会が公平で平等に補助を受けることが重要であり、全自治会が適切な時期や金額で申請することができるよう、市として情報を提供していく必要がある。償却資産の耐用年数に合わせた修繕基準を設定するなど、自治会の補助申請の目安となるような基準の設定についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成29年 9月29日 毎年度当初、助成制度の案内を行うとともに、予算要求をするにあたっては、全自治会に対し、集会所の新築、修繕等の希望調査を実施している。また、集会所の修繕基準については、アセットマネジメントに基づき、目安として示すことができるか検討を行う。</p>
	<p>【継続努力】 平成30年 3月30日 毎年度当初、助成制度の案内を行うとともに、予算要求をするにあたっては、全自治会に対し、集会所の新築、修繕等の希望調査を実施している。また、集会所の修繕基準については、アセットマネジメントに基づき、目安として示すことができるかについて、引き続き検討を行う。</p>
<p>(3) 補助対象の見直しについて 1事業当たり50万円以上の事業を補助の対象としているが、自治会によっては負担が大きく、修繕等に踏み切れない場合が考えられる。補助対象となる金額を下げるなど、多くの自治会にとって、より使いやすい制度となるよう見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 1日 補助対象経費の下限を引き下げ、1事業当たり30万円以上の事業を補助の対象とした。また、集会所の修繕及び模様替えて、高齢者等の利便性を高めるための工事（バリアフリー化工事）に係る補助金の額について、当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額を加算した額とした。</p>
<p>(4) 事業の発注方法について 自治会において事業の分割発注を行った結果、同一業者と複数の契約を行った事例が見受けられた。あらかじめある程度集約して発注した方が、契約金額が安くなる可能性があると考えられる。補助金の節減という観点からも、分割発注と一括発注でそれぞれ2者見積もりを行い比較してもらうなど、市として対策を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月31日 自治会から分割発注を行いたい旨の申出があった際には、分割発注の必要性等を聞き取るとともに、工事内容によって分割発注と一括発注のどちらが相応しいか、自治会に見積りを比較するよう助言するなど、引き続き助言等支援を行っていく。</p>
<p>(5) 補助金交付要綱等の見直しについて 補助の対象となる経費については、補助金交付要綱の別表に規定されているほか四日市市集会所補助金事務取扱基準にも規定されているため、わかりにくくなっている。要綱の別表に基準の内容を併記して一覧性を高めるなど、自治会にとってわかりやすく使いやすいように見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 1日 補助対象経費の内容等に関する規定について、補助金交付要綱に盛り込んだ。また、自治会にとってわかりやすいものとなるよう、具体的な文言を使用した。</p>

<p>(6) 事業変更への対応について 補助事業の実施過程で事情により追加修繕等が必要となり、申請よりも多額の経費を要した事例があった。予算の範囲内で可能であれば対応しているとのことであるが、自治会の自己負担が増えることにもなるため、柔軟に対応できるよう制度の見直しを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月31日 補助事業の実施過程で、事情により追加修繕等が必要となった場合には、集会所が地域コミュニティ形成において重要な役割を担っていることに鑑み、追加修繕等の必要性について十分な聞き取りを行ったうえで、今後も既決予算の範囲内で可能であれば対応していくことを確認した。また、補助事業の計画変更に対応するため、補助金交付決定後においても工事の進捗状況等の確認を積極的に行うことを徹底した。</p>
<p>(7) 補助金の算定方法について ア 緊急避難所に指定されている集会所における防災上又は安全上必要な工事に対して、補助金額が加算される制度となっている。加算分を算定する際の端数処理の方法が不明確であり、補助金交付要綱の規定を見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成29年 9月29日 加算分を算定する際の端数処理の方法について、誤った算出方法とならないよう、平成29年4月1日から集会所補助金事務取扱基準に明記した。規定の明確性の観点から、平成30年4月1日から当該規定を補助金交付要綱に規定し直すことにより、規定の一元化を図っていく。</p>
<p>イ 2以上の自治会が共同で建築等を行う場合に該当しているにもかかわらず、1の自治会が建築等を行う場合の方法で補助金が算定されていた。結果的に補助金額は同額になるものの、要綱の規定に基づき算定を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月31日 補助金額の算定に関する規定内容を改めて周知した。また、補助金額の算定にあっては要綱の規定に基づく適正な処理を行うよう、改めて徹底した。</p>
<p>(8) 完了届提出後に提出された領収証に関する手続について 完了届の提出後に申請者から提出のあった領収証の写しについて、その受領時において決裁をとること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月31日 完了届の提出後に申請者から領収証の写しの提出があったときは、当該書類を受領した旨の決裁をとるよう、取扱いを改めた。</p>